

市民の皆様へ

犬の散歩の際に、糞処理用の袋を持ち歩くことは、飼い主の当然のマナーです。

しかし、一部の心ない飼い主により、路上に糞が放置され、地域の人に大きな迷惑をかけると同時に環境衛生や街の美観を損ねています。処理道具を持っていたても処理しなかったり、持ち帰らずに農地や草むらに隠したり、河川又は池などに流す方もいるようです。

糞は必ず持ち帰り、適切な処理をしてください。

飛騨市ポイ捨て等防止条例により、犬の糞も取締りの対象となっております。糞の放置の禁止はもちろん、糞処理容器の携行も規定されており、指導に従わない場合には3万円以下の罰金になります。

市民の皆さんも、犬の散歩中に手ぶらの方を見かけたら、「袋は持ってますか」などの声かけをして、地域ぐるみで糞害防止に取り組みましょう。

